

Title	安食正夫著『産業社會學』
Sub Title	M. Ajiki : Industrial sociology
Author	十時, 嚴周(Totoki, Toshichika)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1957
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.30, No.6 (1957. 6) ,p.76- 80
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19570615-0076

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

であるから、そのみから必要的共同訴訟にはならないとする。(Ⅱ) 従つて次に従來學說判例が訴訟物の同一性を以て必要的共同訴訟であるとした各場合を再検討している。例えば破産債権者の債権を争う複数の者に對する確認訴訟は、従來訴訟物の同一なるが故に必要的共同訴訟であるとされたが、そうではなく、その理由は破産法第一四七條の場合には片面的既判力の延長の場合であるという點に求めらるべきであるとしている。(Ⅲ)最後に必要的共同訴訟の各場合につき、(1)既判力の及ぶ場合、(2)總有の訴及び複数の者が共同して訴え又は訴えらるべきその他の場合に分けて説明する。

最後に以上論じた處を必要的共同訴訟の要件を定める規定に構成し、「複数の共同訴訟人が共同してのみ訴を提起し又は訴えられる場合、又は他の訴訟に對し既判力の延長がありうる場合、共同訴訟は必要である」と結んでいる。

12. 破産管財人の人的責任 Friedrich Weber

破産管財人は敗訴の場合、相手方が破産財團から満足を受けられない訴訟追行費用につき、人的責任を負うか否かが、本論文のテーマである。敗訴の場合相手方に支拂うべき費用を擔保することなく訴訟を進行する管財人は人的責任を負うとする Frankfurt a. M. 高裁並びに Jaffa の見解に對し、破産財團が訴訟費用を填補するに充分ではなくても訴訟を中止する義務はないとする多くの高裁の見解、破産財團が不充分であつても管財人が訴訟の見透しにつき充分の注意をしたか否かに係るとする Köln 高裁の見解、更に人的責任を否認する傾向、更に以上の諸見解を調整する契機としての

Berlin 高裁の人的責任否定の見解、更に訴訟の相手方及び破産債権者に對する責任の矛盾を重大な過失という點に客觀的責任 (Haftung) を制限することにより解決しようとする Rieger の説、更に新しい Jäger の説等めくつて議論を展開する。論者自身の結論は、管財人には訴訟の見透しを調査する義務があり、この點につき必要な注意を拂わないその義務違反は人的責任を生じ、ということである。

(石川 明)

安食正夫 著

『産業社會學』

I

今日、理論社會學の中心課題は、「社會體系」或いは「社會體制」の理論に集中されているといつて過言ではない。しかもなお、この問題をめぐる諸學者の見解には、激しい幾多の論争點がみいだされる。そのことの論議は別として、本書も、著者の立場からする一つの「社會體制の理論」を展開しようとしたものであり、その研究對象には、主としてサラリーマンとかホワイトカラーと呼ばれる「中間層」を取上げてゐる。従つて、本書の副題に「社會體制の理論と實證」と附記される理由もここにあり、これ迄のいわゆる「産業社

會學」とか「産業における人間關係の科學」とは、およそその趣きを異にしているものといえよう。

オリジナルといった點で、わが國の學術書には、外國の諸原典を忠實に紹介することに主力をそそぐものと、それらに一應立脚しながらも著者個人の獨創的な見解を展開しようとするものとの、二つの典型的なタイプが考えられる。その點、本書は、その傾向からして後者に屬するものとみて差支えない。それだけに、本書における著者の意欲的な意圖には敬服させられるが、その體制理論の理論構造に若干の疑問がないわけではない。

それはともかくとして、本書の内容は「理論」と「實證」の前後二篇にわかれ、前篇には(一)集團構造、(二)成層構造、(三)社會體制の三章が、後篇には十章にわたる著者のこれ迄の實證的諸研究が集録されている。そこで、本論稿においては、著者のいわゆる「體制理論」なるものを紹介し、それに對する若干の考察を附記してみたい。というのは、そうすることによつて、目下の理論社會學の重要な論争點にも、若干ふれるところがあると考えられるからに外ならない。

II

本書者の基本的な出發點は、社會的多元論の立場にたつ相對性の場としての相互關連性を取上げることであり、本能とか經濟的要因といった特定のファクターによつて社會を因果法則的に説明しようとする、いわゆる要素理論を排除することにある。またある意味では、この二つの對立する理論型の組織的な清算を試みているものと

いつでもよい。本書において部分的に取上げられるものは、前者についてはパースンズの理論社會學、後者についてはマルクスに代表される階級理論が、それぞれの理論型の中心となつてゐる。この二つの理論型の觸發という問題は、社會學のみならず全ての社會科學にとつても、同じように重要な現代的課題の一つとみて間違ない。

そこで著者は、まず社會體制を「集團構造」と「成層構造」の二つの大きな次元にわけ、さらに前者を「制度的集團」、「制度外集團」、「媒介的集團」の三つに、後者を「階級」と「階層」の二つに類別する。

制度的集團は、「他人がこうするから、こういうものだからという行動的論理に基礎を置く集團」として、目的と手段が統一的な關係にあり、制度依存的、中和的、没人格的、開放的な關係にあると規定される。

制度外集團は、「たんに成員であり關係當事者であること自體が意味をもち、そのことに安堵し親しみを感じ人格的な觸れ合いを感じる集團」として、目的だけの意味をもつ關係にあり、自發的、親和的、人格的、完結的な關係にあると規定される。

媒介的集團は、「警戒と輕蔑さえ含む非人格的相互利用を意識した……利害や打算が極度に働く集團」として、手段だけの意味をもつ關係にあり、相互利用的、獨善的、非人格的、封鎖的な關係にあると規定される。

このように、人間關係を機能的側面からみた三つの關係に類別し、それらの關係が多數者の集團においてすぐれてその集團の性格を決定する中核的部分を形づくる場合、それぞれの集團を三つの機

能的集團に類別している。このような立場にたつと、従来の社會學における形態的分類としての一律的な集團呼稱は、刻々に變動する相對性の場としての視點からより動態的に把握されることになり、その方法論上の動態的性格は注目されてよい。

次に、集團構造と區別される成層構造は「集團が行動のやりとりの場とするならば、成層は價値のやりとりの場である」と説明されている。さらにこの構造は、全く異つた二つの體系としての「階級」と「階層」に類別される。

階級は、經濟的社會的な生産關係によつて貫かれた支配—抵抗の關係にあり、對立、分裂の價値闘争がその動的側面を形成する。

階層は、その逆に、價値示向を規制し價値を分有せしめる體系と規定され、人間相互の評價關係がその主軸となつてゐる。

つまり具體的には、われわれは、現代階級社會における一定の位置と階層的な一定の評價を受け、これに應ずる意識や態度をもつて、一方においては反撥や抵抗をおこないながら、他方においては一定の生活程度や生活様式の向上を願つてゐる、ということになるわけである。だから、價値のやりとりの場としての成層の研究には、階級と階層の二つの機能的概念が必要であるといわれている。

このような考え方によると、階級と階層の兩者の關連性は、「その前に佇む人々に常に二者選一のジレンマを惹起する原因となる」といつた意味で關連していることになる。かくして分裂したアンバランスな行動の解決は、互視の座標においては歴史的—傳統的の制度によつて重大な影響を受け、微視的座標においては集團構造によつて現實的安定にみちびかれる、と著者は説明する。その限りにおい

て著者は、従来のミクロとマクロの説明區分をそのまま踏襲しているわけであり、兩者を「同一次元における程度と距離の問題」であると考えているほど、それほど新しい一つの理論構造を示しているかどうか疑問であらう。

ところで次の問題は、成層構造と集團構造の關係を如何に關連させるかにある。それは、極めて一般的にいえば、同じ成層に屬するものが集團形成に當つて大きな力になるということと關連している。そして、このような一般的假説のもとに集團構造を分析することは、著者のいうように確かに一つの支點となりうるであらう。しかしながら、それだけのことでは、單純な一般的常識論と同じであつて、實は何もいわなかつたことに等しいものと考えねばならぬ。その點の説明に關して著者は、社會體制としての産業體制を階級型と階層型の二つのタイプに類別することを示しているに過ぎない。しかしながらそれは、成層構造と集團構造の關連としてはなく、著者のいう階級と階層の相對的優位性の問題としてであるに過ぎないと考えられる。もつとも、この二つのタイプの抽出は、そのこと自體の狙いの面白さを認めて然るべきであらう。

さて、社會體制とは以上の集團構造と成層構造をその構成因とするものであるが、社會體制それ自體の概念規定としては、「制度的なノルムや掟等を含む制度の束」という以外にめぼしいものはみあたらない。そして具體的には、制度相互の關連を相補性、兩立性、相反性という關係概念で把握しようとしてゐるのである。

ところで、著者の體制概念には、さらに「領域的體制」と「歴史的體制」、或いは「上屬體制」と「下屬體制」といつた對比概念が

附加されている。それらは要するに、一つの社會體制を知るには、區分原理としてのこれらの二つの社會體制を並行させながら把握してゆく以外に途はない、ということである。しかしながらそれだけのことでは、二つの異なる次元の問題を組織的に清算しようとする立場に、何もものを附け加えたことにならないであらう。問題は、並行させながら把握していく體系的方法の、より組織的な展開にあるといわねばならない。

さて、以上簡単に説明した諸術語の組合せによる著者の體制理論は、後篇における十例の調査研究においてその理論の實證を試みている。それらの調査研究のうちには、獨立の調査報告として興味深いものが少なくない。本論稿においては、便宜上、その實證研究の個々の内容には觸れないで、著者の體制理論一般に關する若干の考察を試みたい。

III

まず指摘しておかねばならないことは、著者の理論構造のうらにひそむ一つの哲學的傾向についてである。例えば、「われわれは事實としての關係や集團、階級や階層の組合せを科學的に追求することとはもちろん、かくあるべき社會における人間像にたいする理念的な思索をつねに怠つてはならない」といい、「人間の科學としての社會學を人間のための科學にまで高める必要がある」という場合、著者はその理論構造において、客觀的沒價值的な科學精神と主觀的實踐的な哲學精神とをどの程度まで明確に峻別しているか、に注目しなければならぬ。著者は、しばしば人格主義の立場にたつと宣

言する。人格主義は結構であるが、それは、科學的客觀性を損なわない限度において認められるものでなければならぬ。

その點に關連して、集團構造の三分類における媒介的關係の意味が、筆者にはよく理解できない。というのは、媒介的關係は人間の奥にひそむ功利的で狡猾な隱蔽的な傾向から生ずるもの、と考へる以前に、何が功利的で狡猾で隱蔽的なのかを判断する基準が與えられていなければならぬからである。私見によれば、それらの判断の基準は各文化の文化價值によつて相違するものと考へられるので、各文化の文化的コンテキストによつては、媒介的關係と制度的關係が區分されるときもあれば區分されなるときもあると判断されるのである。

また、「社會進歩の度合いの高い状態とは制度外關係と制度的關係の一致した場である」とか、「便宜主義的な機會主義的な一貫性を缺く行動……すなわち表見的な媒介關係のみでなくそのような關係にありながら他の關係や集團において見事な適應振りを發揮する現代人の行動は社會進歩の障害である」とか、「客體的な體制の現實の歩みにあとさきのズレが生ずる問題……それは現實の歴史的體制と來るべき歴史的體制との時間的ズレであるとともに、現實の領域的體制と來るべき歴史的體制とのズレである。……このことは社會體制の最終の段階であるという意味を含んでいる」とか(傍點一筆者) いわれる場合、一體それがどうして社會進歩であり來るべき歴史的體制であり最終の段階であると判断できるのか、筆者にはよく理解できない。つまり、そのように判断すべき根據となつていない著者の人格主義の立場と、われわれが考へている科學の立場

との間に、何か次元の異つたものが介在しているように思われるのである。しかも、現代の問題は「國民社會（領域的體制）と階級社會（歴史的體制）の接續の問題と言つても過言ではない」という場合、著者がかつとも回避しようとした一つのドグマに著者自身が陥つていることにならないであらうか。

誠に人格主義の立場は結構であるが、それにはそれなりの、優れて科學的であるべき一つの理論構造に、首尾一貫した論理的體系が要請される筈である。

日頃思うことであるが、社會科學においては、多くの補助概念をひきつれた一族郎黨的な理論構造の布陣をしかねばならない宿命にあるので、その一つの理論構造の論理的一貫性は、その理論にとつての必須の條件として嚴守されねばならない。また、諸理論構造の文脈から恣意的に引抜いた個々の概念を、安易な折衷によつて個々バラバラに用いられることもわれわれにとつては許されないことであらう。本書にみられるミクロとマクロの問題、或いは歴史的體制と領域的體制の問題の取上げ方に、そういう傾向がみられないといえるであらうか。或は筆者の理解が至らないためかも知れないが、その點についての著者の説明に論理的斷層があるように思われるのである。端的にいえば、パースنزとマルクスの二つの理論構造を素材としながらも、兩者を乗りこえる第三の立場が首尾一貫して明確に示されていないといつてよいであらう。

それはともかくとして、本書は、個々の具體的問題の分析に極めて鋭い洞察の目を放つており、その點については、われわれも教えられるところが多い。しかしながら、體制理論そのものの全體的構

成については、必しも優れた獨創的見解を展開したものとはいひ難いようである。むしろ、それは、優れた可能性をもつ未完成の魅力的な構成體と考へたい。その意味で本書は、産業社會學一般のテキスト・ブックとしてよりは、この研究領域における優れてオリジナルな一つの方向を提起したものと考へてよい。われわれもまた、産業社會學的研究におけるこういつた新しい理論的側面に注目していきたいと思つている。著者のパイオニア的な努力に敬意を表する次第である。(技報堂全書二〇一卷、技報堂、昭和三年、二七五頁、定價三〇〇圓)

(十時殿周)